

## 信州健康エコ住宅助成金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、高い断熱性能を有し、地域の資源を活かした快適で健康的な信州健康エコ住宅の普及を促進することにより、住宅分野の2050ゼロカーボンの実現を促すとともに、県民の健康増進、県産木材の利用拡大、豊かな住環境の維持向上、地域工務店の技術力の向上を図るため、木造住宅の新築に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき認証を受けた木材及び知事が別に定める木材をいう。
- (2) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）（i）に規定する外皮平均熱貫流率をいう。
- (3) 設計一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。
- (4) 基準一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。
- (5) ゼロエネ基準 省エネ基準省令に適合し、かつ、外皮平均熱貫流率及び設計一次エネルギー消費量について、信州健康エコ住宅とするために必要なものとして知事が別に定める基準をいう。
- (6) 外皮推奨基準 一次エネルギー消費量をより一層削減するため、外皮平均熱貫流率について、ゼロエネ基準を強化するものとして知事が別に定める推奨基準をいう。
- (7) 自然エネルギー設備 太陽光その他の化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーを利用する設備のうち、知事が別に定める設備をいう。
- (8) 中間時現場審査 屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に行う現場審査をいう。
- (9) 完了時現場審査 すべての工事が完了したときに行う現場審査をいう。

### (助成対象者)

第3 助成金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる基本基準のすべてに適合する住宅を自ら居住するために県内において新築する者とする。ただし、原則として

過去にこの要綱に基づいて申請した実績を有する者を除く。

(助成金の額)

第4 助成金の額は500,000円とする。ただし、助成対象住宅が別表第1に掲げる選択基準のいずれかに適合するときは、適合する基準ごとにそれぞれ同表に掲げる額を加算できるものとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、信州健康エコ住宅助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別表第2のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 交付申請日の属する年度の3月31日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の4月15日から2月15日まで、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の14日前まで

(2) 交付申請日の属する年度の翌年度の4月1日から3月31日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の11月1日から3月15日まで、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の14日前まで

(交付の決定)

第6 知事は、助成金の交付の申請があったときは、書類審査及び中間時現場審査により助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

(助成金交付の条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 助成金の額が変更となる設計変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(2) 事業完了予定日の属する年度の3月31日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(3) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更承認の申請)

第8 第7第1項第1号の規定による変更承認の申請は、信州健康エコ住宅助成金変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて行うものとする。

2 前項に規定する関係書類は、第5第2項に定める交付の申請の関係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

第9 第7第1項第2号の規定による取下げの申出は、信州健康エコ住宅助成金取  
下申出書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、信州健康エコ住宅助成金実  
績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、別表第3のとおりとする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、信州健康エコ住宅助成金年度  
終了実績報告書(様式第7号)によるものとする。

4 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、助成対象住宅を新築  
する工事が完了し、かつ、補助事業者が当該住宅の所在地に住所を変更したときと  
する。

5 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の3月31  
日までとする。

(完了時現場審査の事前実施)

第11 補助事業者は、実績報告書の提出に先立って完了時現場審査を受けようとする  
ときは、信州健康エコ住宅助成金完了時現場審査事前実施依頼書(様式第8号)を  
知事に提出するものとする。

(額の確定)

第12 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び完了時現場審査により、交付  
すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付請求)

第13 補助事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、  
信州健康エコ住宅助成金交付請求書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

## 第2章 雑則

(書類の提出)

第14 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は正副2部とし、所轄  
建設事務所に提出するものとする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(別表第1) (第3、第4関係)

	基準	加算できる額
基本基準	1 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。 2 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が75平方メートル以上280平方メートル以下であること。 3 県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったものであること。 4 一般向けの住宅見学会を実施したものであること。 5 住宅の用途に供する部分がゼロエネ基準に適合していること。 6 建築用材として県産木材を延べ面積1平方メートルあたり0.12立方メートル以上使用していること。	
選択基準	① 住宅の用途に供する部分が外皮推奨基準に適合していること	300,000円
	② 自然エネルギー設備を導入したものであること。	100,000円
	③ 建築用材として県産木材を延べ面積1平方メートルあたり0.16立方メートル以上使用していること。	100,000円

(別表第2) (第5関係)

交付の申請の関係書類
建築工事請負契約書の写し
設計図書 （付近見取図、配置図、仕様書、仕上表、各階平面図及び二面以上の立面図のほか、ゼロエネ基準に適合していることを示す断面図、詳細図、機器表等を基本とする。）
ゼロエネ基準に適合していることを示す計算書 （外皮性能計算書及び一次エネルギー計算書（国立研究開発法人 建築研究所が公開する住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果票の写しを基本とする）。ただし、BELS等、第三者認証を受けた評価書の写しを添付する場合は省略することができる。）
自然エネルギー設備導入に係る確認書（様式第2号）（選択基準②を適用する場合に限る。）

(別表第3) (第10関係)

	実績報告の関係書類
基本 基準	信州健康エコ住宅助成金住宅見学会実施結果報告書 (様式第6号)
	住民票の写し (発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者が助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。)
	信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し
	工事監理報告書の写し
	完成した住宅の写真 (外観及び内観とする。)
	導入した設備機器の納品書等の写し (完了時現場審査において現場で確認できるものを除く。)